

第3章 関連意匠

73 関連条文

意匠法

第十条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一の意匠（以下「本意匠」という。）に類似する意匠（以下「関連意匠」という。）については、本意匠の意匠登録出願の日（第十五条において準用する特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願にあつては、最初の出願若しくは千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。以下この項において同じ。）とその関連意匠の意匠登録出願の日とが同日である場合に限り、第九条第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

- 2 前項の規定により意匠登録を受ける関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠登録を受けることができない。
- 3 本意匠に係る二以上の関連意匠の意匠登録出願があつたときは、これらの関連意匠については、第九条第二項の規定は、適用しない。

第二十一条 意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

- 2 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から十五年をもつて終了する。

第二十二条 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

- 2 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権は、分離して移転することができない。

第二十七条 意匠権者は、その意匠権について専用実施権を設定することができる。ただし、本意匠又は関連意匠の意匠権についての専用実施権は、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。

- 2 専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- 3 本意匠の意匠権が第四十四条第四項の規定により消滅したとき、無効にすべき旨の審決が確定したとき、又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権についての専用実施権は、すべての関連意匠の意匠権について同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる。
- 4 特許法第七十七条第三項から第五項まで（移転等） 第九十七条第二項（放棄）並びに第九十八

条第一項第二号及び第二項（登録の効果）の規定は、専用実施権に準用する。

73.1 関連意匠とは

意匠法第9条では、重複した権利を排除する趣旨から一の創作について二以上の権利を認めるべきではないとしているが、デザインの開発においては、ひとつのデザインコンセプトから多くのバリエーションの意匠が同時期に創作されるという創作実態がある。

これらバリエーションの意匠群は、創作の観点からは同等の価値を有するものであり、デザイン開発の過程で、ひとつのデザインコンセプトから創作されたバリエーションの意匠については、同日に同一出願人から出願された場合に限り、同等の価値を有するものとして、例外的に関連意匠としてこれを保護し、各々の意匠について権利行使することが可能となっている。

73.1.1 関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠

意匠登録出願に係る意匠が、意匠法第10条第1項の規定により、関連意匠として意匠登録を受けることができるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること (→73.1.1.1)
- (2) 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること (→73.1.1.2)
- (3) 本意匠と同日に出願された意匠登録出願であること (→73.1.1.3)

73.1.1.1 本意匠と同一の意匠登録出願人による意匠登録出願であること

意匠登録出願は、本意匠に類似する自己の意匠について関連意匠として意匠登録を受けることができるものであることから、関連意匠の意匠登録出願人は、本意匠の意匠登録出願人と同一でなければならない。

73.1.1.2 本意匠に類似する意匠に係る意匠登録出願であること

関連意匠として意匠登録を受けることができる意匠登録出願は、本意匠に類似するものでなければならない。したがって、当該意匠と本意匠とが同一である場合は、関連意匠として意匠登録を受けることができない。

73.1.1.3 本意匠と同日に出願された意匠登録出願であること

本意匠の意匠登録出願の出願日と関連意匠の意匠登録出願の出願日とが同日である場合に限り、意匠法第9条第2項の規定にかかわらず、両意匠登録出願について意匠登録を受けることができる。

73.1.1.3.1 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての
新出願の意匠法第10条第1項の規定の判断の基準日

意匠法第10条の2第1項の規定による意匠登録出願の分割、意匠法第13条第1項又は第2項の規定による特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更あるいは意匠法第17条の3の規定による補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願において、手続が適法に行われた場合、これらの意匠登録出願はもとの出願の時あるいは手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。

ただし、意匠法第10条第1項の規定は、意匠登録出願の日単位で判断することから、分割による新たな意匠登録出願、変更による新たな意匠登録出願及び補正の却下の決定があった補正後の意匠についての新たな意匠登録出願について、関連意匠の出願日と本意匠の出願日とが同日であると認められるか否かは、遡及が認められたもとの出願の出願日あるいは手続補正書の提出日を判断の基準日とする。

73.1.1.3.2 パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法
第10条第1項の規定の判断の基準日

パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願について、関連意匠の出願日と本意匠の出願日とが同日であると認められるか否かは、我が国への出願日ではなく第一国の出願日によって判断する。

したがって、優先権等を主張する出願であって、意匠法第10条第1項の規定により関連意匠の意匠登録を受けようとする出願については、その主張が適正であるとき、第一国の出願日を判断の基準日とし、本意匠とその関連意匠の出願日とが同日であるか否かの判断を行う。

73.1.2 関連意匠にのみ類似する意匠の取扱い

意匠登録を受ける自己の関連意匠にのみ類似する意匠については、意匠法第10条第2項の規定により、意匠登録を受けることができない。

関連意匠にのみ類似する意匠とは、意匠登録を受ける自己の関連意匠に類似する意匠であって、その関連意匠に係る本意匠に類似しないものをいう。

なお、関連意匠にのみ類似する意匠が、当該意匠登録出願の日に先行する意匠（設定の登録がなされた先願の意匠、公知の意匠等）と同一又は類似の場合等、意匠法第10条第2項以外の規定に該当するときは、当該規定を適用する。

73.1.3 本意匠に係る二以上の関連意匠同士が類似する場合の取扱い

関連意匠の意匠権同士は、本意匠と共に存続期間や移転及び専用実施権の設定について制限を受け、重複部分に関する調整を受けるものであることから、意匠法第10条第3項の規定により、一の本意匠に係る関連意匠同士が類似することをもって、意匠法第9条第2項の規定は適用しない。

本意匠が存続期間の終了以外の理由によって消滅した場合に存続する関連意匠同士についても同様とする。

本意匠が存続期間の終了以外の理由（意匠権の放棄、登録料の不納付、無効審決の確定）で消滅した場合に、関連意匠の意匠権は存続するが、このときに存続することとなる類似する関連意匠同士についても、それぞれの意匠が同等の創作的価値を有していること、及び権利関係の安定性の確保を考慮して、本意匠を中心として設けられた制限関係を有したまま存続することとし、関連意匠同士が類似することをもって意匠法第9条第2項の規定には該当しないものとする。